

令和7年度 放課後児童クラブ指導料階層区分別の提出必要書類のご案内

放課後児童クラブ指導料を決定するために、令和6年度入室は全世帯の方に源泉徴収票等をご提出いただきましたが、令和7年度入室につきましては、下表のとおりとなりますので、**D階層に該当する世帯につきましては書類の提出が不要**となります。**B・C・Dのいずれの階層に該当するか不明な場合は、B・C階層の必要書類をご提出ください。※必要書類の提出がない場合は、D階層として決定します。**なお、入室年度の年度末までに必要書類をご提出いただいた場合は、指導料が変更になる場合があります。

●指導料階層区分の決定にあたってご提出いただく書類

階層区分		必要書類
A	生活保護法による被保護世帯	生活保護受給証明書 ※各区福祉課で発行 又は 生活保護受給者証の写し
	中国残留法人等の支援給付受給世帯	支援給付受給証明書 ※各区福祉課で発行
B	令和6年度（令和5年分）の市町村民税非課税世帯	次のいずれかの書類 ※別紙「指導料階層区分決定資料の提出及び扶養対象児童の確認について」にホチキスで止めて提出 ①令和6年分源泉徴収票の写し（年末調整済のもの） ②令和6年分所得税確定申告書控えの第一表及び第二表の写し
	A階層を除く令和6年分の所得税非課税世帯 ※裏面参照（平成22年度税制改正前の年少扶養控除等を適用した場合に非課税扱いになる世帯を含む）	
C	令和6年度（令和5年分）の市町村民税課税世帯	提出対象者 保護者及び同居の祖父母（住民登録上別世帯の方を含む） ※二世帯住宅又は同一敷地内別棟で生活されている場合は、各区支援課にご相談ください 提出期限 ①令和7年2月7日（金） ②令和7年3月14日（金）
D	上記以外の世帯 ※裏面参照	なし

各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除、寄附金控除（①地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社、④その他市の条例で定める団体に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除を控除する前の税額を、所得税とは、住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、寄附金控除（①国又は地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別控除をそれぞれ控除する前の税額をいいます。

※令和6年分所得税の定額減税後の税額で判定します。

年少扶養控除等を適用した場合の所得税の非課税扱いについて

所得税が課税されていても、再計算により、非課税扱いとして指導料が決定になる場合があります。少しでも不明な点等がある場合は、源泉徴収票の写し等の必要書類をご提出ください。

平成22年度の税制改正において、年少扶養控除及び16歳～18歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、放課後児童クラブ指導料を決定するにあたり、この税制改正が、指導料へ影響を与えないよう、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして扱います。

『課税される所得金額』（源泉徴収票では『給与所得控除後の金額』から『所得控除の額の合計額』を差し引いた金額）が廃止になった年少扶養控除等の額以下（又は『課税される所得金額』が2,000円未満）の場合に非課税扱いになります。

【参考】税制改正により廃止になった年少扶養控除等

年少扶養控除 380,000円 × 16歳未満（0歳～15歳）の扶養親族の数
 特定扶養控除上乗せ分 250,000円 × 16歳～18歳の扶養親族の数

〈非課税扱いの例〉 16歳未満の扶養親族が3人の場合

令和○年分 給与所得の源泉徴収票

支払元 さいたま市浦和区常盤6-4-4	(受給者番号) (個人番号)	(受給者名) サイタマ タロウ 名 埼玉 太郎
種別 給与・賞与	支払金額 3640000	課税される所得金額 (A) 2472000
		所得控除の額の合計額 (B) 1562000
		源泉徴収税額 46400
(源泉)控除対象配偶者の有無等 ○	配偶者(特別)控除の額 380000	扶養親族の数 (配偶者を除く) 3
社会保険料等の金額 652000	生命保険料の控除額 50000	地震保険料の控除額
		住宅借入金等特別控除の額

①課税される所得金額

(A) 2,472,000円 - (B) 1,562,000円 = 910,000円

②廃止になった年少扶養控除等の額

(例：16歳未満の扶養親族が3人、16歳～18歳の扶養親族が0人の場合)

380,000円 × 3人 + 250,000円 × 0人 = 1,140,000円

①課税される所得金額【910,000円】が、②廃止になった年少扶養控除等の額【1,140,000円】より少ないので、放課後児童クラブの指導料決定では非課税扱いとします。

①910,000円 < ②1,140,000円…①が②より少ないので非課税扱いとなります。

令和6年分所得税については、定額減税によって、非課税扱いとなる場合があります。

〈計算例〉 ①が3,200,000円、②が1,140,000円の時

③年少扶養控除等の廃止がなかったものとして再計算した課税される所得金額

①3,200,000円 - ②1,140,000円 = 2,060,000円

④年少扶養控除等の廃止がなかったものとして再計算した所得税額

③2,060,000円 × 10% (所得税率) - 97,500円 (控除額) = 108,500円

[所得税の速算表 (抜粋)]

※③ 課税される所得金額 (千円未満切捨て)	所得税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円

年少扶養控除等の廃止がなかったものとして再計算した所得税額【④108,500円】が、令和6年分所得税の定額減税額以下の場合、放課後児童クラブの指導料決定では非課税扱いとします。

※定額減税額 本人：30,000円+同一生計配偶者または扶養親族：一人につき30,000円
 源泉徴収票の「(摘要)」欄に記載 (退職 (年末調整未了) 等の場合を除く)